

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年（へ）第1号

茨城県桜川市真壁町古城357
申立人 松山 久江
権利の届出の終期 令和8年7月15日
令和8年7月23日 下館簡易裁判所
(別紙) 目 録

- 1(1)土地 桜川市真壁町古城字本丸355番
宅地 146.53平方メートル
(2)登記年月日番号 水戸地方事務局筑西出張所
大正6年7月18日受付第2369号
(3)登記した権利の内容
原因 大正6年5月15日賃貸借契約証書
借賃 1月25円
支払期 毎月28日限り
存続期間 大正6年4月1日より向10ヶ年
権利者 東京市神田区金沢町28番地
紫山竊業合資会社
- 2(1)土地 桜川市真壁町古城字本丸356番1
宅地 420.10平方メートル
(2)登記年月日番号及び(3)登記した権利の内容は
1(2)及び(3)の土地の記載に同じ
- 3(1)土地 桜川市真壁町古城字本丸357番
宅地 522.88平方メートル
(2)登記年月日番号及び(3)登記した権利の内容は
1(2)及び(3)の土地の記載に同じ
- 4(1)土地 桜川市真壁町古城字本丸358番
宅地 318.50平方メートル
(2)登記年月日番号及び(3)登記した権利の内容は
1(2)及び(3)の土地の記載に同じ
- 5(1)土地 桜川市真壁町古城字二の丸359番
宅地 116.85平方メートル
(2)登記年月日番号及び(3)登記した権利の内容は
1(2)及び(3)の土地の記載に同じ

破産手続における包括的禁止
命令

令和8年（フ）第5882号

東京都江東区豊洲6丁目5番1号
債務者 有限会社佃亀新商店
主文 本件につき、破産手続開始の決定がある
までの間、すべての債権者は、債務者の財産に対
する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

令和8年8月5日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

令和8年（フ）第5882号

東京都江東区豊洲6丁目5番1号
債務者 有限会社佃亀新商店
1 主文 破産手続開始の申立てにつき決定がある
までの間、債務者の財産に関し、保全管理人
による管理を命ずる。
2 保全管理人 弁護士 高木 洋平
令和8年8月5日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第5909号

東京都港区芝5-12-15 KNビル3F
債務者 株式会社aDoor
代表者代表取締役 内藤 剛一

- 1 決定年月日時 令和8年8月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大川 剛平
4 破産債権の届出期間 令和8年9月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年11月13日午前10
時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第196号

東京都品川区上大崎一丁目22番1号
債務者 株式会社POCUBA
代表者代表取締役 加世 慎一

- 1 決定年月日時 令和8年8月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鎌田 毅
4 破産債権の届出期間 令和8年9月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年11月12日午後1
時30分

福島地方裁判所いわき支部

令和8年（フ）第1790号

愛知県愛西市金棒町北38番地の2
債務者 有限会社トランスタッフ
代表者取締役 村田 憲治

- 1 決定年月日時 令和8年8月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 近藤 愛喜
4 破産債権の届出期間 令和8年9月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年11月5日午前10
時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第124号

福島市曾根田町3番33号
債務者 株式会社峰亀
代表者代表取締役 齋藤 進二

- 1 決定年月日時 令和8年8月10日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 駒田 晋一
4 破産債権の届出期間 令和8年9月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年10月21日午後1
時30分

福島地方裁判所

令和8年（フ）第617号

京都府木津川市山城町平尾不知田72番地
債務者 株式会社藤原重機興業
代表者代表取締役 藤原 恭子

- 1 決定年月日時 令和8年8月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野村 篤志
4 破産債権の届出期間 令和8年9月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年11月18日午前10
時

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第3702号

大阪府摂津市南千里丘2番5-607号
債務者 株式会社天照
代表者代表取締役 角野 太紀

- 1 決定年月日時 令和8年8月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西尾 和則
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年10月8日午後2時10分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1406号

福岡県那珂川市王塚台三丁目132番地
債務者 有限会社太郎
代表者代表取締役 山元 勝浩

- 1 決定年月日時 令和8年8月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤本 聡子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年10月14日午前11時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1485号

福岡市博多区博多駅前二丁目17-1 博多プレ
ステージ本館1F
債務者 株式会社リベアス
代表者代表取締役 大坪 晃太

- 1 決定年月日時 令和8年8月7日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 内田 文浩
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年10月15日午前10時30分
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第4228号

大阪市住之江区東加賀屋2丁目8番7号
債務者 株式会社倉本組
代表者代表取締役 倉本 和美

- 1 決定年月日時 令和8年8月7日午前9時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阪口 彰洋
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年10月22日午後2時40分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第71号

兵庫県川西市萩原一丁目11番29号
債務者 株式会社CRAVE
代表者代表取締役 小川 欣哉

- 1 決定年月日時 令和8年8月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三木 麻鈴
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年10月22日午前10時30分
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和8年（フ）第1536号

福岡県糟屋郡粕屋町内橋東二丁目2番16号
債務者 株式会社エコ企画
代表者代表取締役 山首 正志

- 1 決定年月日時 令和8年8月6日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阿部 文明
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年10月22日午前11時
福岡地方裁判所第4民事部